

相続手続きチェックリスト

相続手続きチェック表

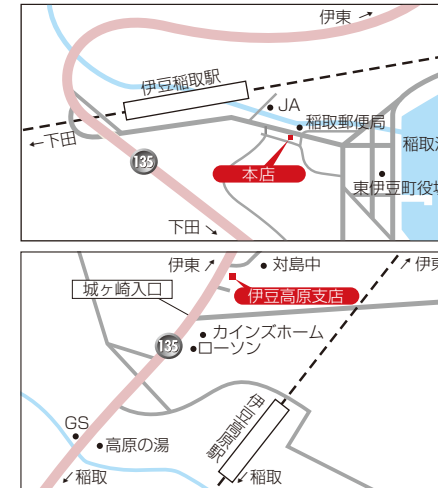
分類	項目	手続き先	確認
書類収集	被相続人の出生～死亡の戸籍	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	相続人全員の戸籍	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	被相続人の住民票の除票	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	相続人の住民票	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	固定資産評価証明書	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
書類作成	相続関係説明図		<input type="checkbox"/>
	遺産分割協議書		<input type="checkbox"/>
不動産	名義変更登記	法務局	<input type="checkbox"/>
	未登記家屋届出	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	農地の届出	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
金融機関等	山林の届出	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	預貯金	金融機関	<input type="checkbox"/>
	株式・国債	金融機関・証券会社	<input type="checkbox"/>
	建物共済	JA	<input type="checkbox"/>
連絡事項	出資金	JA 漁協 信金	<input type="checkbox"/>
	生命保険	保険会社	<input type="checkbox"/>
	自動車	陸運局	<input type="checkbox"/>
	各相続人への手続き説明		<input type="checkbox"/>
アフターサービス	代償金の振り込みサポート		<input type="checkbox"/>
	継続的無料相談		<input type="checkbox"/>
相続税	2次相続対策のご提案		<input type="checkbox"/>
	残高証明書の取得		<input type="checkbox"/>
年金	準確定申告（税理士）	税務署	<input type="checkbox"/>
	相続税申告（税理士）	税務署	<input type="checkbox"/>
	未支給年金の請求	年金事務所	<input type="checkbox"/>
	遺族年金の請求	年金事務所	<input type="checkbox"/>
健康保険	死亡一時金の請求	年金事務所又は市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	埋葬料・葬祭費の請求	年金事務所又は市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	年金手帳・健康保険証の返却	年金事務所又は市区町村役場	<input type="checkbox"/>
名義変更が必要なもの	高額医療費還付手続き	年金事務所又は市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	自動車保険 火災保険	保険会社	<input type="checkbox"/>
	電気ガス水道	電力会社・ガス会社 市区町村役場	<input type="checkbox"/>
その他	電話 NHK 受信料	NTT NHK	<input type="checkbox"/>
	クレジットカード・キャッシュカード	クレジット会社・銀行 ローン会社など	<input type="checkbox"/>
	ローン 借金	ローン会社など	<input type="checkbox"/>
	運転免許証	警察署	<input type="checkbox"/>
	口座引落の変更	金融機関等	<input type="checkbox"/>
	遺言の有無	公証役場	<input type="checkbox"/>

※保険会社によって、直接相続人様が手続きをしなければならない場合があります。
 ※丸ごとお任せプランの場合、対象以外の手続きもできる限りサポートいたします。

相続スケジュール

相続開始	手続きの種類	手続き窓口
7日以内	死亡届の提出 期限 死亡後 7日以内	被相続人の本籍地の市区町村役場など
3ヶ月以内	遺言書の検認（自筆証書遺言の場合）	被相続人の住所地の家庭裁判所
	相続人の調査・確定（戸籍謄本、除籍謄本などの取寄せ）	被相続人の本籍地の市区町村役場など
	遺産の調査・確定	—
4ヶ月以内	生命保険金の請求	生命保険会社
	相続放棄・限定承認 期限 相続開始後 3ヶ月以内	被相続人の住所地の家庭裁判所
4ヶ月以内	所得税の準確定申告 期限 相続開始後 4ヶ月以内	被相続人の納税地の税務署
10ヶ月以内	遺産分割協議書の作成	—
	不動産の名義変更登記	不動産の所在地の法務局
	預貯金の解約	金融機関
	相続税の申告・納付 期限 相続開始後 10ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署

初回相談無料・出張相談無料



本店
 〒413-0411
 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 280 番地の 1
 Tel 0557-48-7620 Fax 0557-48-7630
 Mail yo0116@gmail.com
 https://osada-office.com

伊豆高原支店
 〒413-0232
 静岡県伊東市八幡野 1140 番地の 9
 Tel 0557-55-9797 Fax 0557-55-9798

相談予約
Tel 0557-48-7620

伊豆相続 .com
 https://izusouzoku.com

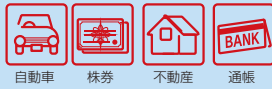


相続のしおり

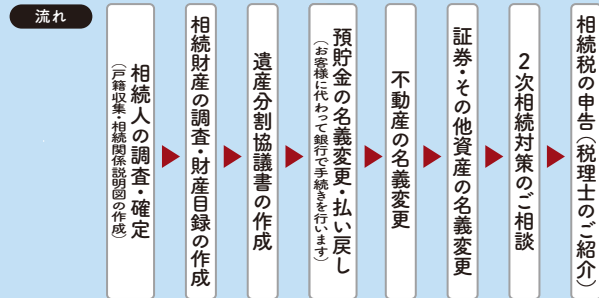
司法書士法人
おさだ

オススメ

相続手続き 丸ごとお任せAプラン



面倒な手続きを全てまかせたい方



お客様にさせていただくこと

- 1 印鑑証明書の取得
- 2 相続人への連絡
- 3 協議書への署名押印

費用	相続財産の価格	報酬額(税別)
	500万円未満	25万円
	500万円～5,000万円未満	(価格の1.2%+19万円)
	5,000万円～1億円未満	(価格の1%+29万円)
	1億円～3億円未満	(価格の0.7%+59万円)
	3億円以上	(価格の0.4%+149万円)

※戸籍謄本・登記事項証明書・固定資産評価証明書等の各種証明書の発行手数料は別途実費をいただきます。
 ※当事務所の報酬とは別に不動産登記の登録免許税がかかります。
 ※相続税の申告が必要な場合の税理士報酬等の諸費用は別途ご負担いただけます。

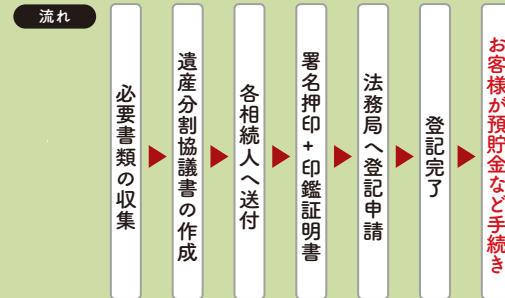
お勧めの方

- 不動産や預貯金など手続きをすべて任せたい
- 仕事をされていて平日に役所や銀行へ行けない
- 遺産の分割方法についてアドバイスがほしい
- 不動産や預貯金など、相続財産が多岐にわたる
- 相続人が多くてやり取りが大変
- 面識のない相続人がいる
- 相続人が遠方に住んでいる
- 相続財産や相続人が特定できない

不動産名義変更 お手頃Bプラン



不動産の名義変更だけして欲しい方



お客様にさせていただくこと

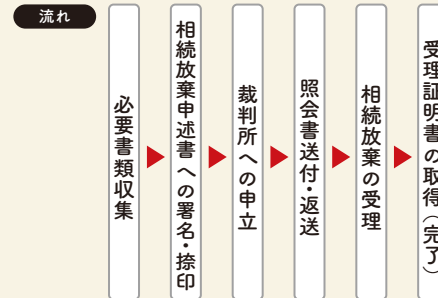
- 1 印鑑証明書の取得
- 2 相続人への連絡
- 3 協議書への署名押印
- 4 預貯金などの手続き

- 必要書類** 被相続人◆出生から死亡の戸籍謄本、住民票除票、固定資産評価通知書
 相続人◆戸籍謄本、印鑑証明書、相続する方は住民票
- 費用** 10万円～+登録免許税(固定資産評価×0.4%) + 書類実費
 ※お客様の状況により異なりますのでお気軽にご相談ください。
- お勧めの方**
- 預金の手続きは終わっている
 - 費用を抑えたい

相続放棄プラン



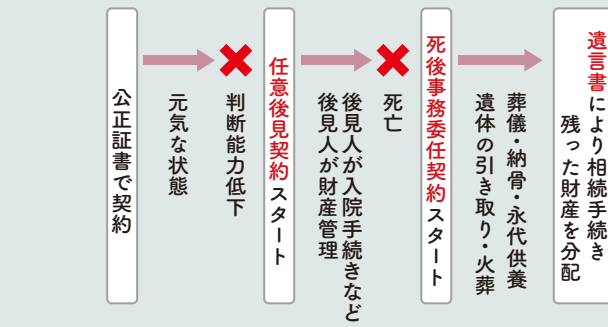
亡くなった方に借金や保証債務がある場合、3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄する必要があります。



- 必要書類** 被相続人◆死亡のわかる戸籍、住民票の除票
 申述人◆戸籍謄本、住民票謄本
- 費用** 申述人1名につき3万円+実費
 (戸籍取得別途1通2,000円)※3ヶ月以上7万円

認知症・死後の対策

司法書士と生前に契約をすることで、親族に頼ることなく、認知症対策から死後の葬儀等まで、もしもに備えることが可能です。



- 必要書類** 印鑑証明書、戸籍謄本、住民票謄本など
- 費用** 任意後見契約書、死後事務委任契約、遺言書作成 各10万円+実費

生前対策プラン



相続・遺留分・遺言・生前贈与
お客様に合った最善の相続対策を一緒に実施します。

生前対策サポート

遺言書・生前贈与・親族間売買・生命保険の活用…etc

流れ



お客様の家族状況・財産状況・ご希望をお伺いし、最適な生前対策を一緒に実施していきます。

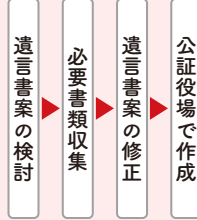
費用	相続財産の価格	報酬額(税別)
	2,000万円未満	150,000円
	2,000万円～4,000万円未満	200,000円
	4,000万円～6,000万円未満	250,000円
	6,000万円～8,000万円未満	300,000円
	8,000万円～1億円未満	350,000円
	1億円～	要見積もり

初めから決まっている場合	報酬額(税別)
公正証書遺言作成サポート 贈与登記	100,000円～ 50,000円～
任意後見契約書作成	100,000円～
死後事務委任契約書作成	100,000円～
個人間売買 民事信託	70,000円～ 要見積もり

※別途実費がかかります。
 ※税務に関しては提携の税理士が対応します。

遺言書作成プラン

流れ



公正証書での遺言書作成をサポートします。お客様からご希望の遺言書案を口頭で伝えていただければ面倒な手続きはすべてお任せいただけます。

- 必要書類** 遺言者◆印鑑証明書、出生から現在の戸籍謄本、固定資産納税通知書など
 受遺者◆戸籍謄本、住民票
- 費用** 遺言者1人10万円+公正役場認定証実費+書類実費
- ポイント** あらかじめ司法書士を遺言執行者に指定しておくことと相続の手続きもスムーズです